

第 1 回 水道運営審議会議事録

| | | | |
|----------|---|---------------------------------|----------------|
| 会議の名称 | 令和元年度 第 1 回茨城県南水道企業団水道運営審議会 | | |
| 開催日時 | 令和元年 8 月 3 0 日 (金) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 | | |
| 開催場所 | 茨城県南水道企業団事務所北棟 3 階大会議室 | | |
| 出席者 | 委員 | 石引礼穂委員, 柳井哲也委員, 岡田明子委員, 中村有幸委員 | |
| | | 山崎裕委員, 大越達也委員, 原加代子委員, 江尻雅和委員 | |
| | | 根本良一委員, 長谷川智子委員, 相澤康子委員, 坂野喜隆委員 | |
| | | 丸岡恵梨子委員, 石橋大輔委員 | |
| | 事務局 | 藤井信吾企業長, 雑賀事務所長, 秋田次長 (総括) | |
| | | 野中次長 (業務課担当) 兼会計課長, 山本経営企画課長 | |
| | | 野友総務課長, 川井業務課長, 倉島給水課長, 本多施設課長 | |
| | | 腰塚配水課長, 山下経営企画課長補佐, 池田経営企画課主事 | |
| 欠席者 | 新井邦弘委員 | | |
| 公開・非公開の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 | 傍聴者数 | 2 名 |
| 非公開の理由 | | | |
| 議事録署名委員 | 中村有幸委員 | 確定 年月日 | 令和元年 1 0 月 4 日 |
| | 江尻雅和委員 | | |
| 会議次第 | 1. 開 会 2. 企業長あいさつ 3. 委嘱状交付 4. 自己紹介 5. 会長及び副会長選出 6. 諮 問 7. 議 事 (1) 水道事業とは (2) 水道事業の概要 8. 閉 会 | | |
| 内 容 | 1. 開 会 事務局から審議委員へ会議を原則公開とすること及び発言者を無記名とした議事録を公表することを説明し承認を得る。 2. 企業長あいさつ 本日はご多用のところ、水道運営審議会にご出席賜りましてありがとうございます。また、委員の皆様方はいろいろと大事なお役目をされている中で、お時間を割愛していただきまして、委員を引き受けていただきましたことを重ねて御礼申し上げます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。 ご承知のように水道事業をめぐる環境については、人口減少、経済の成熟化といえますか低成長への移行ということの中で、いろいろな事業を昭和 4 0 年代、5 0 年代のような歩調の中で継続して行うことは難しく、水道の様々な設備が一斉に更新の時期を迎えて、その更新への投資が大きな負担になってくるということがございます。 しかしながら、水道は、私達の生活を支えるインフラの中でも最も大事な第 1 次的なインフラとも言えるものだと思っております。次の時代にしっかりと | | |

安全・安心な水道の基盤を引き継ぐために、安定的に将来に不安なく引き継いでいくという中で、事業を続けていかなければいけない使命があると思っておりますのでございます。

茨城県南水道企業団は取手市、牛久市、龍ヶ崎市、利根町の3市1町でご協力によりまして運営しております。これまででもいろいろとご協力により運営してきたところでございますけれど、これから長期に持続していくためにも、こういった観点からの見直し等が必要なのか、それぞれの専門、それぞれの代表されておられます立場から、ご審議を頂くことが大変重要な意義があると思っておりますのでございます。どうぞ皆様方の忌憚のないご意見をお聞かせいただきまして、水道運営審議会を運営して頂きますよう重ねてお願い申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3. 委嘱状交付

藤井企業長より本日出席している委員14名に委嘱状が交付された。

4. 自己紹介

各委員の自己紹介が終了後、司会から事務局の紹介をする。

5. 会長及び副会長選出

茨城県南水道企業団水道運営審議会条例第5条に基づき、会長に坂野喜隆委員、副会長に石橋大輔委員が選出された。

6. 諮問

茨城県南水道企業団水道運営審議会条例第2条に基づき、藤井企業長から茨城県南水道企業団水道運営審議会への諮問がなされた。

<諮問内容>

施設の更新に関わる財源の確保について

7. 議事

○会長

それでは会議を進めたいと思います。

始めに、本日は、15名中14名の委員の皆様のご出席により、出席人数が全委員の過半数に達しておりますので、この会議が成立していることをご報告いたします。

また、この審議会では、毎回議事録を作成していきますが、各委員からいただいたご意見につきましては、その内容を無記名で議事録に記載し、公表いたします。議事録は、公表する前に内容を確認していただくため、委員の中から議事録署名委員を毎回2名、交代で選出し、会長のわたくしと選出された委員2名が議事録に署名することとなります。

つきましては、第1回審議会の議事録署名委員は、中村委員と江尻委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入る前に、傍聴人の確認をいたします。傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

内
容

○事務局

傍聴を希望されている方が2名いらっしゃいます。

○会 長

それでは、傍聴希望者に入室していただくようお願いいたします。

[傍聴者入室]

○会 長

それでは、議題に入らせていただきます。第1回の議題は「1. 水道事業とは」「2. 水道事業の概要」となっておりますので、事務局から説明願います。

○事務局

それでは、わたくしのほうから説明させていただきます。まず、本日の配布資料を確認いたします。

まず、ひとつめが本日の次第、次に審議会委員名簿、次に席次表、次に審議会関係規定として、審議会条例、審議会規則、水道運営審議会傍聴要綱、次に審議内容及びスケジュール（予定）、それと事前に配布いたしました審議会資料1「水道事業の運営状況」、最後に休憩時間中に配布させていただいた諮問書の写し、以上が配布資料となっておりますが、全ておそろいでしょうか。

では、続きまして資料の説明に入りたいと思います。

内
容

「1. 水道事業とは」についての説明

○会 長

ご説明ありがとうございました。ただ今ご説明いただきました「1. 水道事業」とはということでございましたが何かご質問ありますでしょうか。無いようでしたら、「2. 水道事業の概要」についてご説明お願いいたします。

「2. 水道事業の概要」についての説明

○会 長

ご説明ありがとうございました。ただ今のご説明に対して、質問ないし御意見等ございますでしょうか。

○委 員

契約水量と1日最大使用水量に大きな開きがあるとの説明でしたが、その差分について、どのくらい無駄払いになってしまっているのか教えていただきたい。また、他団体に融通している水量についても、融通することでどの程度費用を削減出来ているのかを教えていただきたい。

○事務局

最初に契約水量と1日最大給水量の差ですが、税抜で年間約1億7千万円くらいの、不要といえますか差額があります。（平成30年度実績で算定）

他団体への融通につきましては、年間約1億2千万円の削減効果があります。

内
容

○委 員

石綿セメント管を最重要課題として更新していくということで、それは大賛成ですが、これまで毎年平均2kmやってこられていて、それが今後10年間で53kmということは、倍以上の速さで毎年頑張るんだという目標だと思うんですけど、それは平準化して毎年割り算でやっていくようなものなのか、それとも出来るだけ早くということで具体的に計画が出来ているのかをお聞きしたいと思います。

○事務局

当企業団の経営戦略プランでは、まずこの石綿管の更新が最優先ということでペースアップしていきたいと考えています。そうしますと、毎年財源が必要になりますので、それを確保する必要があります。その上で、確保した財源を使いながら、更新ペースを上げていくこととなりますが、管口径や布設場所などにより、優先順位を考えながら順次更新していくつもりでおります。したがってペース的には平準化していくような形にはなると思います。

○委 員

県からの送水は、実際どのような経路で送られてきているのですか。

○事務局

市道、県道その他の公道に埋設しながら、霞ヶ浦、利根川の水系からそれぞれ送られてきています。

○委 員

県との契約水量は変更が可能なものなのか。

○事務局

契約水量の変更は出来ないのが現状で、現在当企業団が契約水量を減らせる方法としては、他団体への恒久融通しかない状況です。

○委 員

どうして県では変更を受け入れてくれないのですか。

最初に大きな施設を造るときに、契約水量に見合う施設を造ってしまったので、その投資した分は買ってもらわないといけませんよということなのか。

○事務局

委員がおっしゃるとおりで、過去に水道事業体から出された水需要調査に基づいて県は施設を造ってしまっている。そのため、契約水量を減らせばその分減収してしまうため、施設の維持や更新が出来なくなってしまうという理由で変更できないということになっています。ですので、現状は他団体に融通するしか方法がないということになっています。

○委 員

では、それは一体いつまで続くものなのか。普通に考えるといらぬも

のはやっぱり無駄なので買わない方がいいと思うのと、後はそうはいつでも需要が減った、人口の張り付きも今少子高齢化で思ったように人口が増えていないという状況もあるので、社会情勢が変わってきた中で、やはり県のほうでもそこは見直したりとか、そういう努力をするべきなのではないかなと、そういう余地はないのかなと。後は、その辺をもう少しきちんと要望していったりとか、そういうことをやった方がいいのかなと。もちろんもうやってらっしゃるのかもしれないんですけど、その辺は、財源確保の審議会の訳なので、ここはやっぱり出発点としてひっかかるところです。

○事務局

確かにいつまで続くのかといわれると困ってしまうんですが、我々も何もしていない訳ではなく、県南8団体で料金の値下げ要望を県にしています。

また、契約水量の変更については、水が余っているかどうかは団体によって違いますので、8団体共通の要望ではないことから、当企業団単独で県に要望しています。ただ、それが現状では叶っていない状況で、引き続き要望はしていくつもりでおります。

○委員

施設の老朽化とか耐震化が進んでいないとか、そういうものにお金がたくさんかかるというような説明と人口減による収入の低下、または石綿セメント管の管路をどうにかしなければならぬ、というようにすべてお金がかかります。お金がかかるからどうしようという言葉は、今のところ出てないですが、すべてそこに繋がっていくのかなと。そうすると、今、委員がおっしゃってたおと、県から余計な水を買って、その分を支払っているというようなところをまずは省いていただいて、利用者の一般市民の方に要求している金額を少しでも下げられるのかなと。無駄な分を省くことが出来る部分があると思いますので、そういったところに努力していただければ、消費者のためになるんじゃないかなと思います。

○会長

ありがとうございます。ひとつのご意見ということで事務局の方で真摯に受け止めて頂きたいと思います。よろしく申し上げます。他になにか、特にこれまでお話しされましたが劣化であるとか、健康面での観点、いまアスベストの問題とか、そういうことで更新をしていかなければいけない、そういう意味ではお金がかかるというのは間違いありません。ただ、効率性のアップということで頑張してほしいというご意見がございました。他になにかご意見もしくはご質問ございますでしょうか。

○委員

今ご説明いただいた内容とまったく違う話になってしまって恐縮なんですけど、企業長から会長に渡された、施設の更新に係わる財源の確保について諮問ということで、先ほどもありましたけど、この審議会の意見を求められてる内容が財源確保についてどうするのか、ということを経最終的に言わないといけないという話だと思ってしまうんですが、結局、いくら、いつまでに、どうやって準備す

るのっていうことを言わないといけなくて、いくらということについては、スペックどうするの、維持していくのか減らすのかとかそんな話もあるんでしょうし、いつまでにとというのは、先ほどの質問でもありましたけど、どれくらいのピッチでやっていくのか。どうやってとというのは、誰がどう負担するのとかの話だと思うんですけど、これを決めていくうえで今日のようなペースで進めていくと、最後の最後にまとまらないような気がしてまして、もし事務局に具体的な案があるのであれば、案を出していただいて、それについていろいろ議論していったほうがいいのかという気もしました。

長くなりましたが、このスケジュールで財源確保の検討というのが来年の春くらいにぼつんとあって、それまでずっと今日みたいな資料の説明だとなんか間に合わないのかなという気もしまして、その辺は今後どんな感じなのかを教えてくださいいただければと思います。

○会 長

ありがとうございます。日程あるいは結論を先にとという話でございましたが、本日に関しましては初回ですから、この審議会で扱う水道とは何かといった定義であるとか、それに付随したことをお話しいただいたのだと思います。次回以降で何かそういった案とか事務局の方でありましたら、できる限り私と事務局の方で相談しながら決めたいと思いますので、今日のところはお答えは控えさせていただきますと思います。

内 他にどなたかご意見ご質問等ございますでしょうか。

容 ○委 員

今話を聞いていてちょっと思ったのですが、県南水道を引いてる人が飲み水はスーパーかなんかで買ってきて飲んでいる人が結構います。そういう状況だと、本当に今の財源確保という問題では、ものすごくマイナスだなと思っていて、これ県南水道の水がスーパーの水よりもおいしいというか、安心して飲む水だというような水を作るとするのは可能なんですか。

○事務局

最初に少しご説明いたしました、企業団で配水している上水は、県の方で浄水処理したものになります。既に県では、一部で高度浄水処理を導入している状況もあり、一般的な水道水より高度な処理を行うことは技術的には可能だとは思いますが、しかしながら、当企業団としては、浄水された水を受水しておりますので、浄水施設というものを持っておりません。したがって、企業団でさらに浄化することは、今の施設では出来ません。もし、これをやろうとした場合には、それだけの施設を整備する必要がありますので、財源の問題や必要性を考えると難しいと思います。

○委 員

今のご質問の関係なんですけども、今回のこの施設の更新に係わる財源の確保の時に、水質はどの辺に設定するのかっていう定義ってというのは、どこがやるべきなのか、審議会でやるのか、あるいはXという水質を確保するためにそのための財源を確保しなさいという話をここでするのか、そもそもの水質品質

についてもここで決めるのかということを確認したいと思います。

○事務局

浄水受水100%ですので、当企業団では追加の塩素処理程度しかやっております。しかし、例えば管が大きすぎるとか、距離が長すぎたりだとか、過大なスペックだったりしますと水質も悪化してしまうので、その辺りは更新を行って行く中で、ダウンサイジングだとか、ダウンスペックというのは検討していかなければならないことだと考えております。浄水処理ということにつきましては、当企業団では行っておりませんので、そこの施設の投資だとか更新というのは、この審議会の中では検討していただくべき議題ではありません。

当企業団の施設といたしましては、それを受けた配水施設、配水池、配水管路というのが主な施設ですので、その更新が必要となっているということになります。

○委員

それであれば納得ですが、例えば、もの凄い値上げをしてでも世界一の水を作るとか、そういう話には対応しないというなら分かりました。そのところを先に確定させておいた方が、確定しておかないと先ほどみたいな質問が出て決まりそうになったものがまた戻っちゃったりするような気がしたので。

内 容 ○会長

ありがとうございます。私も東京都民でございまして、東京都の水道は世界一おいしい上水道と言われておりますが、しかし、そうはいうものの、私もやはりペットボトル買ってますね。このようなことを考えると限界があるんじゃないかなと私も思います。実際こちらの方の県南水道の水がおいしいかどうかというのは、いろいろな方にお話をお伺いした方がよかったかなというふうに思いますけれども、時間の方が迫っておりますので、今日はちょっとご勘弁いただきまして、最後に、副会長に一言お話をいただきまして事務局の方にマイクをお渡ししたいと思います。ではお願いします。

○副会長

わたくし税理士という立場で、団体は税理士会というところに所属しながら仕事をしておるんですけども、税理士会では毎年租税教育といいまして、小学校をはじめとして中学校、高校、それから坂野会長がいらっしゃる大学まで租税教育の方で税金の話をしております。その時に、中学生くらいになるともう既に公平というものについて、垂直的な公平とか、水平的な公平とか、色々な公平があるんですというところもご理解いただきながら授業を進めております。

それで結局その時にですね、小学校くらいの児童さんにも、この国の財政ですとか、そういう現実的なところの話をするんですけど、結局この審議会でも、いかに未来に何を残していくのかという話だと思っておりますね。

なので、限られた時間ではあるんですけども、よりよい内容の答申が出せるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局

第2回、第3回審議会の候補日程についての報告を行う。

－閉会－

○ 審議会規則第4条の規定によりこの議事録を調製せしめ署名する。

令和元年10月4日

茨城県南水道企業団水道運営審議会

会 長 _____

議 事 録
署名委員 _____

議 事 録
署名委員 _____